

○横浜市の債権の管理等に関する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(第1条から第11条まで省略)</p> <p>(履行延期の特約等の手続)</p> <p>第12条</p> <p>(1から3まで省略)</p> <p>4 主管課長等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。</p> <p>((1)から(5)まで省略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(第13条から第15条まで省略)</p>	<p>(第1条から第11条まで省略)</p> <p>(履行延期の特約等の手続)</p> <p>第12条</p> <p>(1から3まで省略)</p> <p>4 主管課長等は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。</p> <p>((1)から(5)まで省略)</p> <p><u>(6) 当該市の債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、分割された弁済金額について債務者から弁済があった場合、その弁済を充当する順序については、主管課長等が指定すること。</u></p> <p>(第13条から第15条まで省略)</p>

以上